

STOP!

クレーン死亡災害

～ 県内で同種の死亡災害が連続発生しています ～

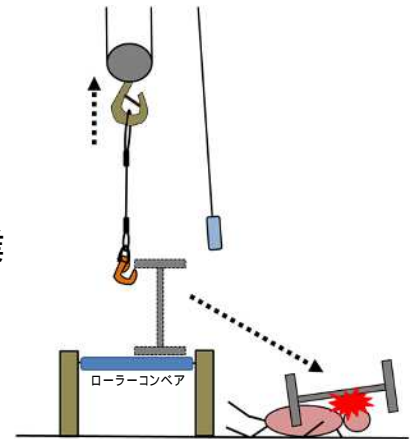
 **長野労働基準監督署**

管内をはじめ長野県内では昨年秋以降、クレーン作業においてフリー状態の玉掛用具が鋼材（H形鋼のフランジ）に引っ掛かり、クレーン運転者が倒れた鋼材の下敷きとなる死亡災害が連続して発生しています。

同種災害を含めクレーンによる災害を撲滅するため、今一度、現状の安全確認と必要な対策の徹底をお願いします。

管内で発生した死亡災害事例（本年2月）

入社して4か月の被災者は、天井クレーンを用いて、ローラーコンベア上に乗せたH形鋼（長さ11m、重量約2t）の反転作業を行っていたところ、フリー状態のクランプがH鋼の上フランジに引っ掛かり、ローラーコンベア上から落下したH鋼の下敷きとなった。



他署管内で発生した死亡災害事例（昨年9月）

橋形クレーンを用いてH形鋼（重量約0.6t）を所定の位置に運搬し、玉掛用具のハッカーを外した後、クレーンを巻き上げたところ、ハッカーがH形鋼の上フランジに引っ掛かり、倒れたH形鋼の下敷きとなった。

管内では死亡災害が急増しています！

昨年、悲願の「死亡災害ゼロ」を達成しましたが、本年は5月末日現在で3件の死亡災害が発生しています。本年発生した死亡災害の特徴は、経験が浅い未熟練労働者の被災、これまで行ったことのない新規の作業において発生しています。

安全衛生教育の徹底、新規に採用する作業のリスクアセスメントの実施をお願いします。

クレーン作業における労働災害防止のためのチェックリスト

確認項目		確認欄
1	クレーンの運転は、有資格者が行っていますか？ <ul style="list-style-type: none"> • つり上げ荷重5t未満：特別教育修了者 • " 5t以上床上操作式：技能講習修了者 • " 5t以上床上操作式以外：免許所持者 	
2	玉掛け業務は、有資格者が行っていますか？ <ul style="list-style-type: none"> • つり上げ荷重1t未満のクレーン玉掛け：特別教育修了者 • " 1t以上のクレーン玉掛け：技能講習修了者 	
3	クレーン作業を複数で行う場合は、合図者を指名して、あらかじめ運転合図を定め、クレーン運転者は定められた合図に従って運転をしていますか？	
4	クレーン巻上げ操作は、地切りした後一旦停止し、荷の重心バランスを確認していますか？	
5	上記確認と併せて、クレーン巻上げ時にクレーンフック及び玉掛け用具（フリー状態のクランプ・ハッカー等）が引っ掛かるものがないか確認していますか？	
6	荷をつらずにクレーンを水平移動させる際は、クレーンフックが設備等に引っ掛かることがない高さまでフックを巻上げて移動していますか？	
7	つり荷の下への立入を禁止していますか？ （つり荷の直下だけでなく、つり荷が床に落下した場合に、つり荷が接触し、激突するおそれがある範囲を含む）	
8	クレーン定格荷重を超える荷のつり上げを禁止していますか？	
9	ワイヤーロープ等の外れ止め装置は破損していませんか？	
10	定期自主検査（年次、月次）を実施し、記録を3年間保存していますか？また、作業開始前点検を実施していますか？	



確認出来なかった項目については、改善対策をお願いします。

(令和2年6月)